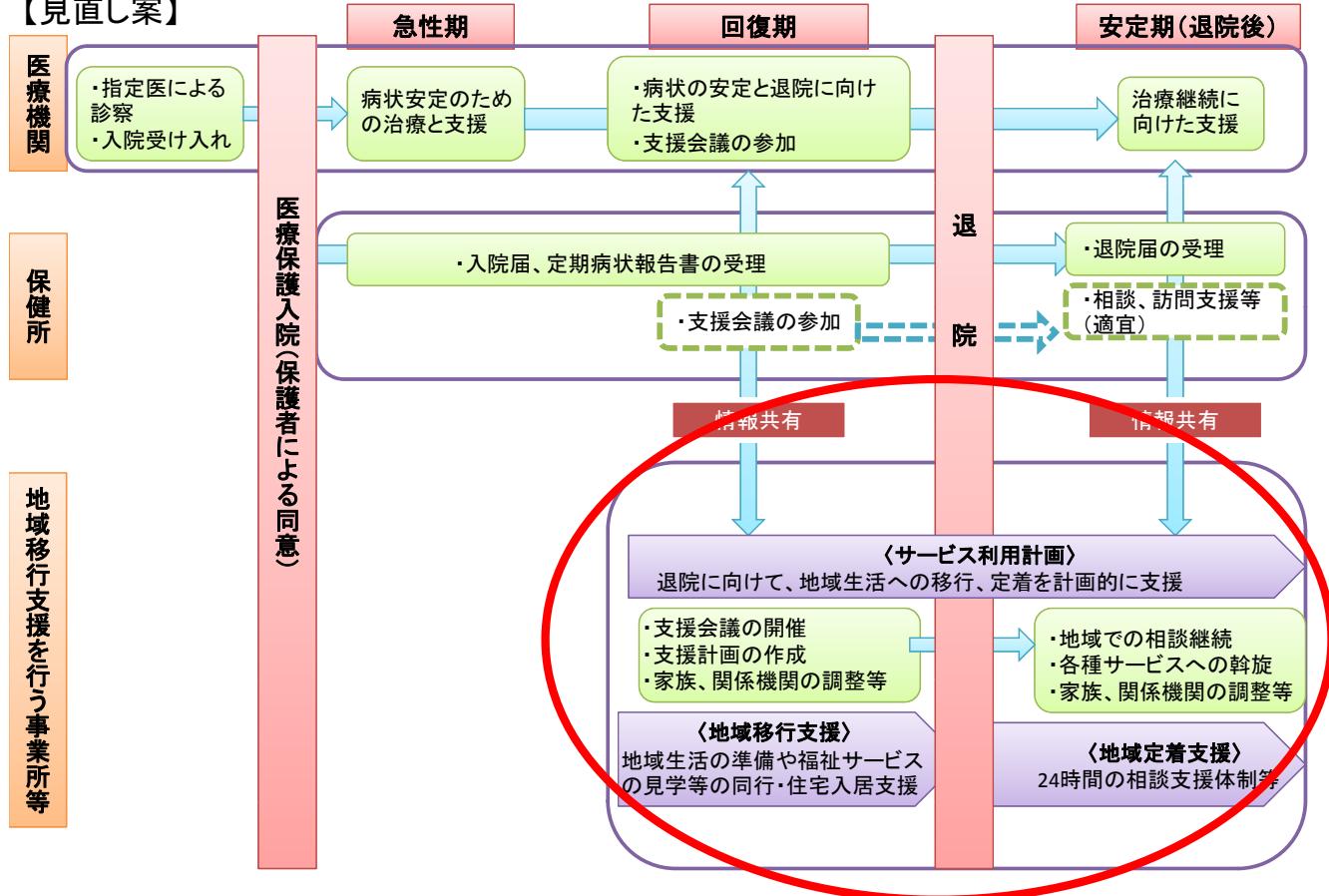


医療保護入院からの退院時の支援について②

【見直し案】



10

II 医療保護入院制度の見直し

保護者の同意要件の見直しに当たっての論点・考え方(案)

[今後の具体的な議論に資するため、入院に至る前の対応、入院の手続き、入院中の対応、退院支援の一連の過程においての考え方を網羅的に整理]

①入院に至る前の対応

②入院手続き

③入院中の対応

④退院時・退院後

◆現行制度

保健所、市町村、
相談支援事業所等
による対応

指定医1名
+
保護者による同意

入院時報告
定期病状報告(12月毎)
→精神医療審査会

障害福祉サービス
地域移行支援
・地域定着支援

◆保護者の同意要件の見直しに当たっての論点・考え方(案)

地域精神保健医療
福祉全体で検討

[論点1]
保護者に代わる誰かの「同意」を必要とするかどうか。
[論点2]
「同意」は必要ないとしても、「関与」を必要とするかどうか。
[論点3]
「同意」又は「関与」する場合、入院時とするか、一定期間内でよいこととするか。
[論点4]
誰が「同意」又は「関与」を行うか。

[考え方1]
入院期間の制限は設けない。
[考え方2]
入院期間の制限を設ける。
[考え方3]
入院期間の制限は設けないが、入院継続の必要性をより頻繁に審査する。
[考え方4]
一定期間の入院制限を設けつつ、審査の上更新可能とする。

現行(平成24年度以降)
の障害福祉サービス、
地域移行支援・地域定着支援の他に、どのような支援が必要か。
・継続通院処遇のような仕組み
・地域生活に向けた生活訓練の充実
・レスパイト、ショートステイの充実 等

12

②入院手続きについて考えられる考え方(案)

○ 入院の判断なので、指定医の判断がベースになることが前提。

○ その上で、

【論点1】 保護者に代わる誰かの「同意」を必要とするかどうか。

【論点2】 「同意」は必要ないとしても、「関与」を必要とするかどうか。

【論点3】 「同意」又は「関与」する場合、入院時とするか、一定期間内でよいこととするか。

【論点4】 誰が「同意」又は「関与」を行うか。

13

精神保健指定医1名による判断

保護者の
同意

精神保健指定以外の誰かの「同意」又は「関与」

	考えられる方法	入院時	一定期間内
医師	<p>【意義】 ・精神保健指定医としての判断の客観性の強化 ・合計で2名による判断を担保 【方法】 同意 【課題】 ・実効性に課題。 ・同じ病院の医師や病院の管理者の同意も考えられるか。</p>	<p>【意義】 ・精神保健指定医としての判断の客観性の強化 【方法】 同意 【課題】 ・一定期間内でもよいとしても、現行の医療保護入院者数を考えると、実効性に課題。 ・同じ病院の医師や病院の管理者の同意も考えられるか。</p>	
地域支援関係者	<p>【意義】 ・生活環境や障害福祉サービスの状況等も考慮して入院の必要性を判断。 ・合計で2名による判断を担保。 【方法】 精神保健指定医が意見を聴く 【課題】 ・院外の人→(夜間等のほか)緊急の場合への対応、全国での実効性に課題 ・院内の人→夜間等への対応に課題</p>	<p>【意義】 ・早期の退院につなげる。 ・本人や家族に対し十分な説明をした上で、生活環境等について聴取りをすることが可能。 ・院外の人→入院当初から地域での受け皿やサービスの確保を想定しながら退院支援 ・院内の人→院内で退院へのインセンティブを強める 【方法】 精神保健指定が意見を聴く 【課題】 ・院外の人の場合→全国での実効性に課題 ・院内の人の場合→院内での関与で実際に退院は進まないのではないかという課題</p>	

入院届に対する精神医療審査会による審査
(現行では入院届は10日以内)

本人の考え方を代弁する人(代弁者)の関わり

(本人が信頼して指名し、その考え方を代弁する人であり、本人から考え方を聞き、病院や相談支援事業者等に伝え、相談しながら問題解決を図る役割を持つ人)

(入院中の対応へ)

14

入院手続きについての考え方の整理

(基本的な考え方)

- 保護者による同意については、入院の必要性があったとしても同意がなければ入院できないという課題、本人の意思に反して保護者が同意をすることで家族関係に与える影響が大きいこと等から、廃止すべきではないか。

(入院の手続きに関して考え方)

- 入院の必要性の判断であるので、精神保健指定医1名の診察は必須。
- その上で、精神保健指定医1名の診察のみではなく、誰かの「同意」又は「関与」は必要であるとすれば、以下の方法が考えられるのではないか。

【方法1】

精神保健指定医としての判断の客観性を強化するため、同時/一定期間内に、別の医療機関の精神保健指定医の同意を得る。

- 同時に2人の判断は、合計2名による判断を担保する意味で望ましいとしても、実効性に課題がある。
- 一定期間内でもよいとしても、現行の医療保護入院者数(年間約14万件)を考えると、別の精神保健指定医の診察を義務付ける仕組みに実効性があるか、という課題が生じる。
- 例えば、同じ病院の医師や、病院の管理者の同意ということも考えられるか。

15